

下呂市告示第 129 号

下呂市御嶽パノラマグラウンド条例（平成 18 年下呂市条例第 60 号）第 3 条に規定する使用料の徴収及び収納の事務を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき次の者に委託するので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

下呂市長 山 内 登

1 受託者

岐阜県岐阜市長良福光大野 2675-28
岐阜メモリアルセンター内
公益財団法人 岐阜県スポーツ協会
会 長 田口 義隆

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 11 月 15 日まで